

IoT ビジネス推進事業委託候補者選定委員会 設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、IoT ビジネス推進事業業務委託提案募集要項に規定する選定委員会を設置し、IoT ビジネス推進事業委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 委員会の委員は、別表第1のとおりとする。

- 2 委員会には委員長を置き、産業観光局新産業振興室グリーンイノベーション・コンテンツ担当部長が務める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会を掌理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第3条 委員会は、委員長又は前条第4項に定める委員長の権限を代理するものが招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員長は、委員にやむを得ない理由がある場合は、委員の代理出席を認めることができる。

(審査等)

第4条 委員会は、次の事項を審査する。

- (1) IoT ビジネス推進事業業務委託提案募集に係る提案内容
- (2) その他必要な事項
- 2 決議は、出席した委員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 審査は、前条に掲げる会議の招集に代えて、書面で行うことができる。
- 4 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者に対して意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(選定)

第5条 上掲前条に掲げる審査を受けようとする者（以下「提案者」という。）は、別に定める応募資格を満たしたうえで、別に定める必要事項を記載した書類（以下「提案書」という。）を提出しなければならない。

- 2 選定に当たり、委員会は別表第2に定める評価基準に基づき評価し、別表第3に定める選定評価票により、提案者の評価点（以下「得点」という。）を算出する。
- 3 最終的な得点は、各委員の評価点の合計の和を平均したうえで、小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで算出したものとする。
- 4 委託候補者は、得点が満点の50%以上であり、かつ、各評価項目（見積金額を除く）における評価点が0点ではない者のうち、最も高い得点を得た者とする。
- 5 提案者が1者であった場合は、評価点に関わらず、選定委員会において適当と認められた者を委託候補者として決定することがある。

(ヒアリング)

第6条 委員会は、前条に定める選定を行うに当たり、必要に応じて、応募者に提案内容の一部又は全部に関してヒアリングをすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業観光局新産業振興室において行う。

(補足)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、2019年2月12日から実施する。

別表第1 (第2条関係) 選定委員

産業観光局 新産業振興室 グリーンイノベーション・コンテンツ担当部長
産業観光局 新産業振興室 グリーンイノベーション創出支援係長
(外部有識者)

別表第2 (第5条関係) 評価基準

評価項目	評価のポイント
業務遂行に必要とされる能力の確認 (50点)	以下の項目について、仕様書に記載する業務の実施に当たっての具体的な提案をすること。 ・京都市の産業政策及び市内中小企業者の現状について理解しているか。 ・IoT 関連分野の技術や経験に基づくノウハウ等を有しているか。 ・仕様書に記載する業務を効率的・効果的に実施する提案をしているか。 なお、これまでに、仕様書に掲げる業務に関連する業務実績があり、京都市が当該業務の遂行に資する有用な業績と評価した場合は加点する。
独自提案業務や関連事業*に関する提案 (25点)	仕様書に定めのない事項であり、かつ、提案者独自の提案または当該業務に関連する貴社の事業として、市内の中小企業者がIoTを活用促進し、将来的に市内へ拡大波及に効果が期待される事項。 なお、提案内容(独自提案業務、関連事業の両方又はどちらか一方)により、配点に変化が伴うが、どちらか一方の提案でも差し支えない。
実施体制 (20点)	仕様書に定められた内容を安定的に実施することができる体制であるか。 なお、京都市内に拠点を置き又は置く見込みであり、効率的に当該業務を遂行できると京都市が評価した場合は加点する。
見積金額 (5点)	以下の数式により算出する。 $\text{評価点} = 5 \text{点} \times (\text{全提案者中の最低提案価格}) / (\text{提案者の提案価格})$ ただし、小数点以下は切り捨て

※ 独自提案業務：予め仕様書に記載されている以外で契約対象となる業務であり、委託事業者が独自に提案する業務

※ 関連事業：当該業務に関連するが、提案者の判断のもと実施する契約の対象外の事業

別表第3（第5条関係）選定評価票

評価項目	評価ポイント	評価基準
業務遂行に必要とされる能力の確認 (50点)	京都市の産業政策及び市内中小企業者の現状認識 (10点)	A: 十分に理解している (10点) B: 標準 (5点) C: 不足している (0点)
	広く IoT 関連分野の技術や経験に基づくノウハウ等の見識 (20点)	A: 広く専門性を有する (20点) B: 専門性を有する (15点) C: 標準 (10点) D: 不足している (0点)
	本業務を効率的・効果的に実施するための提案 (15点)	A: 効果が期待できる (15点) B: 標準 (10点) C: 提案の改良が必要 (5点) D: 不十分 (0点)
	【加点要素】 関連する業務実績 (5点)	A: 有用な業績が3件以上 (5点) B: 有用な業績が1件以上 (3点) C: 有用な実績がない (0点)
独自提案業務, 関連事業又はその両方に関する提案 (25点)	市内中小企業者による IoT の活用を促進し, 将来的に市内へ拡大波及させるための助言や提案	A: 両提案ともに期待できる (25点) B: 両提案のうち, 独自提案業務に期待できる (20点) C: 両提案のうち, 関連事業に期待できる (15点) D: 独自提案業務に期待できる (10点) E: 関連事業に期待できる (5点) F: いずれも期待できない (0点)
実施体制 (20点)	業務内容を安定的に業務を実施できる体制か (15点)	A: 十分な効果がある (15点) B: 効果が期待できる (10点) C: 効果が期待できない (0点)
	【加点要素】 提案者が市内に拠点を置いている (置く見込み) (5点) 提案者が市内に拠点を置いていると判断できない (0点)	
見積金額 (5点)	5点 × (全提案者中の最低見積金額) / (提案者の見積金額) ただし, 小数点第2位以下は四捨五入	